

# 医療法人しのぶ会 『デイケア きたむら』運営規定

第1条 医療法人しのぶ会が開設する指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴いリハビリテーションが必要な者に対して、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 指定通所リハビリテーションの従事者は、被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能回復・維持を図る。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村またはその他サービス提供事業者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

## (名 称)

第4条 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称は、『デイケア きたむら』（以下「事業所」という。）と称する。

## (事業所の所在地)

第5条 福島県西白河郡矢吹町八幡町256番地1

## (従事者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上
  - ・ リハビリテーション計画の策定を理学療法士と共同して作成する。
  - ・ リハビリテーションの実施に関する指示を行う。
- (2) 管理者 1名
  - ・ 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。
  - ・ 職員の資質向上のために研修を確保する。
  - ・ 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処理を行う。
- (3) 機能訓練職員 2名以上
  - ・ 医師と協力してリハビリテーション計画を作成する。
  - ・ リハビリテーション計画に基づき計画的な機能訓練を行う。
- (4) 看護・介護職員 4名以上
  - ・ 利用者の身体状況を把握し機能訓練、介護サービス等を行う。
- (5) 補助職員 若干名
  - ・ 送迎、事務、その他必要なサービス提供の補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日までとする。ただし、祝祭日及びお盆 8月14日～16日  
年末年始 12月30日～1月3日は除く。(毎年曜日等により変更があるため一ヶ月前に周知する。)
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(サービス提供時間 ①：午前9時30分～午後4時00分)  
(サービス提供時間 ②：午前9時30分～午後1時30分)  
(サービス提供時間 ③：午後3時30分～午後5時00分)  
(但し、水曜日・土曜日を除く)

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1単位20人までとし、3単位とする。

(但し、同施設で行われる介護予防通所リハビリテーションの利用人数も含めるものとする。)

(サービスの内容)

第9条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 集団又は個別によるリハビリテーション
  - (2) 居宅と事業所間の送迎
  - (3) 入浴、入浴介助
  - (4) 食事、食事介助
- 2 事業所は、医学的管理のもとで利用者に対する心身の機能回復・維持のため、作成したリハビリテーション計画に基づき医師及び従事者が下記のとおりサービス提供を行う。
- (1) 目的
    - ① ADLの低下防止
    - ② QOLの維持・向上
    - ③ 寝たきり防止
    - ④ 社会性の維持・向上
    - ⑤ その他利用者の状態の改善
  - (2) 訓練等
    - ① 日常生活動作に関する訓練
    - ② 歩行訓練、基本的動作訓練
    - ③ 運動療法・物理療法
    - ④ 自助具適用・使用訓練
    - ⑤ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、矢吹町、中島村、泉崎村、白河市、鏡石町、石川町、浅川町及び玉川村とする。

(利用料、その他の費用の額)

第11条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険給付に定める基準によるものとし自己負担額を徴収する。

- 2 実施地域以外からの利用者要請があったときの交通費については、利用者の同意を得てから実費が徴収できる。なお、この場合通常の事業実施区域の境界から利用者宅までの1キロメートルにつき40円を徴収する。
- 3 食費については、一食につき590円(おやつ代含む)を徴収する。
- 4 その他日常生活で係る費用が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に対して同意を得た上で徴収することとする。

#### (非常災害対策)

第12条 火災、地震等の災害対策については、次の点に注意し備える。

- (1) 利用者に非常出口の説明を必ず行う。
- (2) 消防設備、消火器等の使用方法を理解し非常時に備える。
- (3) 最終帰宅者は、必ず火元の確認を行う。
- (4) 災害時の非難場所は、原則として病院南側大駐車場とする。
- (5) 災害発生時は、管理者の指示の基落ち着いて利用者の安全確保を優先的に行う。
- (6) 管理者は、上記の事を従事者に周知徹底させる。

#### (虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で商機の業務再開を測る為の計画(以下業務継続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように次の各号掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及び蔓延防止対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症予防及び蔓延防止の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員対し感染症の予防及び蔓延防止の研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下身体拘束等という)は行わない。やむを得えず身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第17条 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得る。

2 利用者に状態の急変が生じた場合、必要に応じ主治医に連絡をとりその指示に従う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 その他事業所の運営に関する留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また利用終了後、従事者においては退職後も同様とする。
- (2) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人しのお会理事長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、指定を受けた日から施行する。

平成18年 5月1日より第6条、第7条、第8条の一部改正す。

平成20年 1月1日より第10条の一部改正す。

平成22年 4月1日より第7条、第8条の一部改正す。

令和 6年 4月1日より第13、14、15、16条を改正す。

# 通所リハビリテーション重要事項説明書及び同意書

令和6年12月1日施行

## 1. 事業所の概要

事業所名	デイケア きたむら
所在地	西白河郡矢吹町八幡町256番地1
電話番号	0248-42-5534
指定番号	福島県指令生福第3173-7号 指定通所リハビリテーション事業所番号:0772800603
目的	要介護者が自立した生活を送れるよう、また老化を予防(現在の機能を維持)するためにリハビリテーションが必要な者に対して、適正な通所リハビリテーションを提供すること。
運営方針	1. 要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要なリハビリテーションを行う。 2. 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。 3. 関係市町村またはその他サービス提供事業者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
実施地域	矢吹町・中島村・泉崎村・鏡石町・石川町・浅川町・玉川村・天栄村
営業時間	営業日 : 月曜日～土曜日 営業時間 : 午前8時30分～午後5時30分 サービス提供時間: 午前9時30分～午後4時00分 定休日 : 日曜、祝祭日、年末年始、お盆
利用定員	1単位 20人
母体	医療法人しのぶ会

## 2. 相談・苦情等の窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時30分）

- ①常設窓口（担当者:鈴木 光男）・電話 0248-42-5534
- ②解決責任者 : 北村 忍 ・電話 0248-42-5533
- ③第三者委員 : 松田 博樹 ・電話 0248-42-5451

## 3. サービスの内容

- ① 送迎…………… 送迎車でお迎えにまいります。
- ② 食事…………… 弁当(味噌汁付)とします。
- ③ 入浴…………… 大浴場ですが、利用者の状態に応じて入浴介助をします。
- ④ 機能訓練…………… 集団リハビリ・個別リハビリ等通所リハビリテーション計画に沿って提供します。

## 4. 料金

(1) 利用料金(自己負担額)

① 通所リハビリテーション利用料

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6時間～7時間	715円	850円	981円	1,137円	1,290円

- ② 加算料金
- \* 入浴介助加算 ..... 40 円(1回につき)
  - \* サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ..... 22 円(1回につき)
  - \* リハビリテーション提供体制加算 ..... 24 円(1回につき)
  - \* 介護職員等処遇改善加算 ..... 加算(Ⅲ)所定単位数×6.6%
  - \* 送迎が実施されない場合(片道) ..... -47 円(1回につき)
  - \* 短期集中個別リハビリテーション実施加算  
退院(所)日、又は要介護認定を受けた日から3月以内に集中的に医師の指示を受けたPT等が個別リハビリを行った場合····· 110円(1日につき)

## (2) 食事代

食事代は、1食につき640円(おやつ代含む)徴収いたします。

## (3) キャンセル料

料金はいただきませんが、当日朝8時30分までにキャンセル理由を連絡してください。

## (4) 請求方法

請求書は、月毎にまとめて翌月の10日頃にお渡しいたします。

## (5) その他の費用

その他日常生活に係る費用が必要になった場合その都度利用者又はご家族に対して同意を得た上で徴収いたします。

## 5. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故又は病状が急変した場合、当施設医が診察しその指示に基づき家族、主治医その他必要な各機関へ連絡すると共に速やかに必要な措置を講じます。  
(予め緊急の連絡先をお教えてください。)

## 6. 身体拘束・虐待防止等の適正化の推進について

### (1) 身体拘束に関する事項

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- ②身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うとし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。
- ③他事業所が身体拘束等を行っているが発見した際は速やかに市町村に通報等の適切な処置をとることとする。

### (2) 虐待防止の為の措置

- ①虐待の発生又はその再生を防止する委員会を定期的開催しその結果について従業員に周知徹底すること。
- ②虐待防止の為の指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内で定期的研修を行い万が一虐待が発生した場合の対応方法などを明確にすること。
- ③利用者及びその苦情解決の体制整備、その他虐待防止の為に必要な措置を講じサービス利用中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は速やかに市町村に通報するものとする。

④③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者は管理者とすること。

## 7. 災害時・感染時等の対応(BCP)作成について

### (1) 業務継続計画 BCPについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で初期の業務再開を測る為の計画(以下業務継続計画と言う)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 8. 通所リハビリテーション重要事項説明書の同意について

通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者及びご家族に本書面の内容につき説明致しました。

令和 年 月 日  
デイケア きたむら

説明担当者 \_\_\_\_\_ (印)

通所リハビリテーションの提供を受けるにあたり、本書面の内容について担当者より説明を受けました。

利用者住所	
利用者氏名	(印)
代理人住所	
代理人氏名	(印)
	(続柄)

## 医療法人しのぶ会 『デイケア きたむら』運営規定

第1条 医療法人しのぶ会が開設する指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 介護保険法の理念に基づくとともに要支援者が自立した生活を送れるよう、また老化を予防(現在の機能を維持)するためにリハビリテーションが必要な者に対して、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 指定介護予防通所リハビリテーションの従事者は、要支援者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要なリハビリテーションを行う。その結果、利用者の心身の機能維持回復を図る。

- 2 利用者が要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センター、関係市町村またはその他サービス提供事業者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

### (名 称)

第4条 指定介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称は、『デイケア きたむら』(以下「事業所」という。)と称する。

### (事業所の所在地)

第5条 福島県西白河郡矢吹町八幡町256番地1

### (従事者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上
  - ・ リハビリテーション計画の策定を機能訓練職員と共同して作成する。
  - ・ リハビリテーションの実施に関する指示を行う。
- (2) 管理者 1名
  - ・ 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。
  - ・ 職員の資質向上のために研修を確保する。
  - ・ 職員の清潔保持、健康状態について必要な処理を行う。
- (3) 機能訓練職員 2名以上
  - ・ 医師と協力してリハビリテーション計画を作成する。
  - ・ リハビリテーション計画に基づき計画的な機能訓練を行う。
- (4) 看護・介護職員 4名以上
  - ・ 利用者の身体状況を把握し機能訓練、介護サービス等を行う。

(5) 補助職員 若干名

- ・ 送迎、事務、その他必要なサービス提供の補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間(サービス提供時間)は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日までとする。ただし、祝祭日及びお盆 8月14日～16日  
年末年始 12月30日～1月3日は除く。(毎年曜日等により変更があるため一ヶ月前に周知する。)
- (2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとする。  
(サービス提供時間①：午前9時30分～午後4時00分)  
(サービス提供時間②：午前9時30分～午後1時30分)

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1単位20人までとし、2単位とする。

(但し、同一施設で行われる通所リハビリテーションの利用人数も含めるものとする。)

(サービスの内容)

第9条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 集団又は個別によるリハビリテーション
- (2) 居宅と事業所間の送迎
- (3) 入浴、入浴介助
- (4) 食事、食事介助

2 事業所は、医学的管理のもとで利用者に対する心身の機能回復・維持のため、作成したリハビリテーション計画に基づき医師及び従事者が下記のとおりサービス提供を行う。

(1) 目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持・向上
- ③ ねたきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② 歩行訓練、基本的動作訓練
- ③ 運動療法・物理療法
- ④ 自助具適用・使用訓練
- ⑤ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、矢吹町、中島村、泉崎村、白河市、鏡石町、石川町  
浅川町及び玉川村とする。

(利用料、その他の費用の額)

第11条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険給付に定める基準によるものとし自己負担額を徴収する。

- 2 実施地域以外からの利用者要請があったときの交通費については、利用者の同意を得てから実費が徴収できる。なお、この場合通常の実業実施区域の境界から利用者宅までの1キロメートルにつき40円を徴収する。
- 3 食費については、一食につき590円(おやつ代含む)を徴収する。
- 4 その他日常生活で係る費用が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に対して同意を得た上で徴収することとする。

(非常災害対策)

第12条 火災、地震等の災害対策については、次の点に注意し備える。

- (1) 利用者に非常出口の説明を必ず行う。
- (2) 消防設備、消火器等の使用方法を理解し非常時に備える。
- (3) 最終帰宅者は、必ず火元の確認を行う。
- (4) 災害時の非難場所は、原則として病院南側大駐車場とする。
- (5) 災害発生時は、管理者の指示の基落ち着いて利用者の安全確保を優先的に行う。
- (6) 管理者は、上記の事を従事者に周知徹底させる。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で商機の業務再開を測る為の計画(以下業務継続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように次の各号掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及び蔓延防止対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症予防及び蔓延防止の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員対し感染症の予防及び蔓延防止の研修及び訓練を定期的の実施する。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下身体拘束等という)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第17条 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得る。

2 利用者に状態の急変が生じた場合、必要に応じ主治医に連絡をとりその指示に従う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 その他事業所の運営に関する留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また利用終了後、従事者においては退職後も同様とする。
- (2) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人しのぶ会理事長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、指定を受けた日から施行する。

平成18年 5月1日より第6条、第7条、第8条の一部改正す。

平成20年 1月1日より第10条の一部改正す。

令和 6年 4月1日より第13、14、15、16条を改正す。

# 介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書及び同意書

令和6年12月1日施行

## 1. 事業所の概要

事業所名	デイケア きたむら
所在地	西白河郡矢吹町八幡町256番地1
電話番号	0248-42-5534
指定番号	福島県指令生福第3173-7号 指定介護予防通所リハビリテーション事業所番号:0772800603
目的	要支援者が自立した生活を送れるよう、また老化を予防(現在の機能を維持)するために、リハビリテーションが必要な者に対して、適正な介護予防通所リハビリテーションを提供すること。
運営方針	1. 要支援者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要なリハビリテーションを行う。 2. 要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。 3. 関係市町村またはその他サービス提供事業者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
実施地域	矢吹町・中島村・泉崎村・鏡石町・石川町・浅川町・玉川村
営業時間	営業日 : 月曜日～土曜日 営業時間 : 午前8時30分～午後5時30分 サービス提供時間 : 午前8時30分～午後4時00分 定休日 : 日曜、祝祭日、年末年始、お盆
利用定員	1単位 20人
母体	医療法人しのぶ会

## 2. 相談・苦情等の窓口

常設窓口	(担当者:鈴木光男)	電話 0248-42-5534
	受付時間	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
解決責任者	北村 忍	
第三者委員	松田 博樹	電話 0248-42-3451

## 3. サービスの内容

- ① 送迎……………福祉車両(車イス対応)の送迎車でお迎えにむかいます。
- ② 食事……………弁当(味噌汁付)とします。
- ③ 入浴……………大浴場ですが、利用者の状態に応じて入浴介助をします。
- ④ 機能訓練……………集団リハビリ・個別リハビリ等介護予防通所リハビリテーション計画に沿って提供します
  - ・日常生活動作に関する訓練
  - ・歩行訓練、基本的動作訓練
  - ・運動療法、物理療法
  - ・自助具適用・使用訓練
  - ・治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練 等

#### 4. 料 金

##### (1) 利用料金(自己負担額)

###### ① 介護予防通所リハビリテーション利用料

- ・要支援 1 ..... 2,268 円(1月につき)
- ・要支援 2 ..... 4,228 円(1月につき)

###### ② 加算料金

###### \*サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

- ・要支援 1 ..... 88 円(1月につき)
- ・要支援 2 ..... 176 円(1月につき)
- \*介護職員等処遇改善加算..... 加算(Ⅲ) (所定単位数×6.6%)

##### (2) 食事代

食事代は、1食につき590円(おやつ代含む)徴収いたします。

##### (3) キャンセル料

料金はいただきませんが、当日朝8時30分までにキャンセル理由を連絡してください。

##### (4) 請求方法

請求書は、月毎にまとめて翌月の10日頃にお渡しいたします。

##### (5) その他の費用

その他日常生活で係る費用が必要になった場合その都度利用者又はご家族に対して同意を得た上で徴収いたします。

#### 5. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故又は病状が急変した場合、当施設医が診察しその指示に基づき家族、主治医その他必要な各機関へ連絡すると共に速やかに必要な措置を講じます。

(予め緊急の連絡先をお教えてください。)

#### 6. 身体拘束・虐待防止等の適正化の推進について

##### (1) 身体拘束に関する事項

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- ②身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うとし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。
- ③他事業所が身体拘束等を行っているが発見した際は速やかに市町村に通報等の適切な処置をとることとする。

##### (2) 虐待防止の為の措置

- ①虐待の発生又はその再生を防止する委員会を定期的開催しその結果について従業員に周知徹底すること。
- ②虐待防止の為の指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内で定期的研修を行い万が一虐待が発生した場合の対応方法などを明確にすること。
- ③利用者及びその苦情解決の体制整備、その他虐待防止の為に必要な措置を講じサービス利用中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は速やかに市町村に通報するものとする。
- ④③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者は管理者とすること。

## 7. 災害時・感染時等の対応(BCP)作成について

(1) 業務継続計画 BCPについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で初期の業務再開を測る為の計画(以下業務継続計画と言う)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 8. 介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書の同意について

介護予防通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者及びご家族に本書面の内容につき説明致しました。

令和 年 月 日

デイケア きたむら

説明担当者 \_\_\_\_\_ ⑩

介護予防通所リハビリテーションの提供を受けるにあたり、本書面の内容について担当者より説明を受けました。

利用者住所	
利用者氏名	⑩
代理人住所	
代理人氏名	⑩ (続柄)